平成２１年（フ）第６８８号
岐阜県本巣郡北方町北方3222番地の10
債務者　水野　章子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９３号
岐阜県羽島郡笠松町無動寺273番地
債務者　田島　正嘉
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６１号
広島県世羅郡世羅町大字小国4508番地４
債務者　今田多志雄
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２１年（フ）第３９８号
香川県高松市三谷町913番地４
債務者　唐渡　詳正
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４１７号
香川県木田郡三木町大字氷上5080番地１
債務者　山川　博子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４２３号
香川県高松市三条町346番地５
債務者　松島　優介
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７０号
香川県高松市兵庫町７番地１労住協第25ビル503号室
債務者　梅木龍一郎
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７１号
香川県高松市兵庫町７番地１労住協第25ビル503号室
債務者　梅木　初子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第６５号
鹿児島県指宿市山川大山2922番地３
債務者　坂口美千代
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第６３４号
盛岡市西見前14地割28番地１
債務者　広田奈津子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５３号
岩手県八幡平市大更第22地割126番地１
ハーティカワムラ103号
債務者　三須　正志
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７５６号
岩手県北上市上江釣子16地割166番地１―104号
債務者　及川　直美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５６０号
仙台市太白区西多賀４丁目11番32号　ロイヤルビレッジ西多賀105
債務者　大宮　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１６号
仙台市泉区加茂２丁目42番地の２
債務者　関　　正実
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２９号
宮城県岩沼市たけくま１丁目13番３号　ピュアハート101
債務者　畠山　夏海
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３０号
宮城県岩沼市たけくま１丁目13番３号　ピュアハート101
債務者　畠山　紀子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３１号
仙台市若林区連坊小路84番地
債務者　成田　澄枝
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
福島県二本松市金色407番地５　ジュネス大内Ⅱ106号、住民票上の住所福島県本宮市稲沢字山際58番地
債務者　佐久間和美
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
福島地方裁判所